

学校法人第二麻生学園役員報酬等規程

第1条 この規程は、学校法人第二麻生学園（以下「本学園」という。）寄附行為第39条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、本学園寄附行為第5条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、本学園の教職員を兼ねて理事として就任した者及び本学園の教職員を兼ねることなく専ら理事として就任した者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

第3条 役員の報酬は、常勤の役員報酬と非常勤の役員報酬とする。

第4条 常勤の役員のうち、本学園の教職員を兼ねて理事として就任した者の報酬は月額3万円とし、本学園の教職員を兼ねることなく専ら理事として就任した者の報酬は月額25万円とする。

2 前項の規定の他に、理事長は月額5万円、副理事長は月額4万円、専務理事は月額3万円及び常務理事は月額2万円を報酬に加算し支給することができる。

3 本条第1項及び第2項に規定する額は、本学園の財務状況を勘案し、理事会の議を経て、理事長が減額することができる。

第5条 非常勤の役員の報酬は、月額3万円とする。

2 前項に規定する額は、本学園の財務状況を勘案し、理事会の議を経て、理事長が減額することができる。

第6条 報酬の支給は、毎月行うものとする。

2 本学園寄附行為第11条第2項第1号、第2号及び第3号の規定により退任した場合、及び新たに就任した場合は、退任した日及び就任した日の属する月の報酬を支給する。

3 本学園寄附行為第11条第1項の規定により解任された場合、及び本学園寄附行為第11条第2項第4号の規定により退任した場合は、解任された日及び退任した日の属する月以後の報酬を支給しないものとする。

4 役員報酬は、月末締め、当月の25日に支給する。

第7条 役員の旅費の支給等について必要な事項は、別に定める。なお、本学園の教職員を兼ねることなく常勤の役員として就任した者は、本学園給与規程に定める規定に基づき、通勤手当を支給することができる。

第8条 本学園は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和5年9月16日から施行する。